平成２６年（フ）第５５号
鹿児島県曽於市財部町下財部1782番地４
債務者　藤岡　美鈴
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
鹿児島県霧島市隼人町神宮６丁目８番17号
債務者　田崎　勝教
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1819番地３　グレートハピネス神宮Ｂ棟504、前住所宮崎県都城市上川東３丁目３号15番地
債務者　山元　信一
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
兵庫県明石市東藤江１丁目15番25号　サングレイスビュー21―201号
債務者　室井　順也
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
兵庫県明石市林崎町２丁目３番31号
債務者　西島　千尋
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
兵庫県明石市林崎町２丁目３番31号
債務者　西島日出子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番21―301号
債務者　山田　八束
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
兵庫県明石市魚住町清水528番地の36　グローバル魚住507号
債務者　藤井眞由美
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
大分県由布市庄内町渕964番地１
債務者　生野　　悟
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１号
栃木県真岡市長田751番地クレインハウスＢ棟
債務者　手塚　好恵
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第６７３号
名古屋市中川区高畑２丁目157番地　フラワーマンション502号
債務者　安井　節子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０３０号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘16棟403号
債務者　喜多あんず
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７１号
北九州市八幡西区茶売町12番１―201号
債務者　刀根　房智
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７０号
青森県弘前市大字石渡３丁目10番地６　タロウハイツＶ―102号
債務者　村上　昭年
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第７９号
青森県南津軽郡藤崎町大字林崎字宮本142番地２
債務者　中村　美紀
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第８２号
青森県青森市浪岡福田２丁目５番地２　市営福田団地Ｂ―３―４
債務者　山内　暁子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第８６号
青森県弘前市大字小比内５丁目12番地５
債務者　川村　幸次
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
青森地方裁判所弘前支部